

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
I Pネットワーク設備委員会（第36回）  
議事要旨（案）

1 日時

平成30年3月6日（火）16時00分～18時00分

2 場所

総務省10階 共用会議室2

3 出席者（敬称略）

（1）委員会構成員

相田 仁（主査）、有木 節二、内田 真人、岡野 直樹、片山 泰祥、前田 洋一、松野 敏行、  
向山 友也、矢入 郁子

（2）事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部）

古市 裕久（電気通信事業部長）、荻原 直彦（電気通信技術システム課長）、  
鳥居 秀行（電気通信技術システム課認証分析官）、松井 正幸（安全・信頼性対策室企画官）、  
中村 元（電気通信技術システム課企画係長）

4 議事

（1）これまでの主な議論について

事務局より、資料36-1に基づき、これまでの主な議論について説明があった。

（2）「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IoTの普及に対応した電気通信設備に係る技術的条件」に関する検討事項の追加について

事務局より、資料36-2に基づき、「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IoTの普及に対応した電気通信設備に係る技術的条件」に関する検討事項の追加について説明があった。

（3）IoT機器を含む脆弱な端末設備のセキュリティ対策について

事務局より、資料36-3に基づき、IoT機器を含む脆弱な端末設備のセキュリティ対策について説明があった。続いて、ICT-ISAC及びCIAJより、それぞれの説明資料に基づき説明があった。主な質疑応答等は次のとおり。

○販売後の脆弱性発覚時のセキュリティ確保の方法として、インターネット接続事業者（ISP）等からのレンタルモデルの推奨などの検討が挙げられているが、売り切り型と比べた際の利点は何か。  
→脆弱性の発見されたルータ等を通信事業者がレンタルしている場合は、比較的速やかな対策を取

ることが可能だが、売り切り型の場合はユーザへの周知が難しく、対策が進まないといった側面がある。過去の事例では脆弱性のある機器を約 80%減らすのに約 3 年を要した。

○IoT 機器を初めて利用する時に ID/パスワードの強制変更を促している例はあるか。

→家庭用ルータの一部において、既に実装されている一方、大半の市販機器についてはマニュアルに記載されているような一定の ID/パスワードが既に設定され、変更はユーザの意思に任せていると思われる。

○公衆無線 LAN のように ID/パスワードの設定がないネットワークに接続された際に IoT 機器側でサイバー攻撃対策をとることは可能か。

→ソフトウェアを用いて防御することは可能だが、IoT 機器には、安価で簡易的なものから高価で高機能なものがあり、一律に高いセキュリティ対策を求めることは難しい。バランスのとれた対策を検討する必要がある。

○脆弱性を持つ IoT 機器をサイバー攻撃が開始される前に発見することは可能か。

→技術的には可能であり、実際に脆弱性を持つ IoT 機器を公表している例もある。

○攻撃者側からみて、国をまたがる攻撃と日本に閉じた攻撃を行う場合に難易度の違いはあるか。

→攻撃者はグローバルかどうかを特段意識していない。実際に、海外の音声チャットのサーバが攻撃された際のあおりで国内のルータに被害が及んだ事例もある。

○全ての IP を使用する機器に対し、セキュリティ対策を求めることが理想的ではあるが、現実的には、セキュリティ対策を行うことが効率的な機器の範囲を明確にし、その範囲で効果的な対策を検討すべきと考える。

→ボットウイルスを仕込む場合は、ネットワークに直接接続されている機器でなければ難しいが、不正操作であれば直接接続でなくとも論理的に管理操作にアクセスできれば起こり得る。そのため、脅威の種類に応じた検討も必要と考えられる。

○現在、海外で同様の規定がなされている例はあるか。

→欧州や米国において、さまざまな取り組みが検討されているところである。国際動向について有用な情報があれば随時報告する。

#### (4) 大規模なインターネット障害発生時の対策について

事務局より、資料 36-6 に基づき、大規模なインターネット障害発生時の対策について説明があった。主な質疑応答等は次のとおり。

○通信障害に関する報告が求められる「一定の障害」について、どのように線引きを行うのか検討が必要ではないか。

- 重大事故につながるような大規模になるおそれのある障害や、社会的影響の大きい障害、さらに、複数の事業者が関与する障害について情報提供が必要と考えている。
- 守秘義務等により事業者同士で連絡をとりうる範囲が限られる中、リアルタイムに障害情報を共有するための仕組みが重要と考えており、その方法について検討が必要。

(5) 作業班の設置について

事務局より、資料 36-7 に基づき、作業班の設置について説明があった。主な質疑応答等は次のとおり。

- 現在、作業班の検討事項となっていない資格制度等の事項についても、今後検討していくのか。
- 当面、委員会においてヒアリングや課題整理のための議論等を行った後、順次作業班において議論を行う予定。

(6) その他

事務局より、次回会合の日程について説明があった。

以上